

これからねらわれる個人所得税増税計画



政府税制調査会(首相の諮問機関)は、1月25日に総会を開き、06年度税制「改正」に向けた議論をスタートさせました。「最大の焦点は国から地方への3兆円の税源移譲を実現するための個人所得課税見直し」(日経05年1月18日付)です。政府税調の石弘光会長は「今夏までに所得課税改正の基本的な考え方をまとめる」と発言しています。

この間、企業の法人税の税率は、国際競争力を理由に最大43.3%から30%まで下げつづけてきました。その一方で、庶民いじめの消費税と個人所得税の増税による税収確保をねらっています。

このチェックリストを通して、税金の仕組みをよく知って、政府、与党、財界の増税計画をやめさせましょう。そして、大企業・大金持ち優遇税制を是正し、民主的な税制改革を実現しましょう。

国元公男さんの本年分の所得税

	04年分
給与収入	6,250,253
給与所得控除	1,791,853
給与所得 A	4,458,400

人的控除	基礎控除	380,000
	配偶者控除	380,000
	配偶者特別控除	0
	特定扶養控除	630,000
	扶養控除	380,000
社会保険料控除	653,000	
生命保険料控除	100,000	
損害保険料控除	3,000	
控除額の合計 B	2,526,000	

課税される所得金額 A-B	1,932,000
算出税額	193,200
定率減税20%	38,640
源泉徴収額	154,500

所得税改悪シュミレーション

改悪後	
6,250,253	給与所得控除を10%に切り下げると仮定(年収×10%)
625,000	
5,625,200	

給与所得には必要経費が認められています。政府税調では、2000年に「サラリーマンの必要経費を調査した結果」として、「年間収入(674万円)の1割程度」(00年中期答申)と打ち出しました。これは、給与所得控除を10%程度に大幅縮小することがねらいです。給与所得控除の一律10%は、とんでもない増税となります。

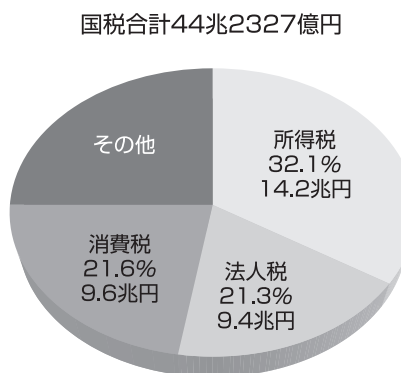
380,000	人的控除の縮小・廃止(割増・加算の部分を0にすると仮定)
380,000	
0	
0	
760,000	
653,000	
100,000	
3,000	
2,276,000	

03年政府税調中期答申の議論の中で、「人的控除の簡素化・集約化」が議論され、「個々人の選択に中立的な税制を構築していく観点から、配偶者特別控除(上乘せ分)を廃止する」と解説をつけて、基礎控除38万円を超える「割増・加算」部分を今後、縮小・廃止していく方向を示唆する図(下記参照)を参考資料として配布しています。これをみると配偶者特別控除の廃止に続いて、高校・大学生の子を持つ世帯の特定扶養控除や、老親と同居する世帯への同居老人扶養控除が、次の廃止ターゲットにされていることがうかがえます。これからは、個々人の事情は考慮せず、人的控除を絞り込んで、縮小・廃止する方向を打ち出したといえます。

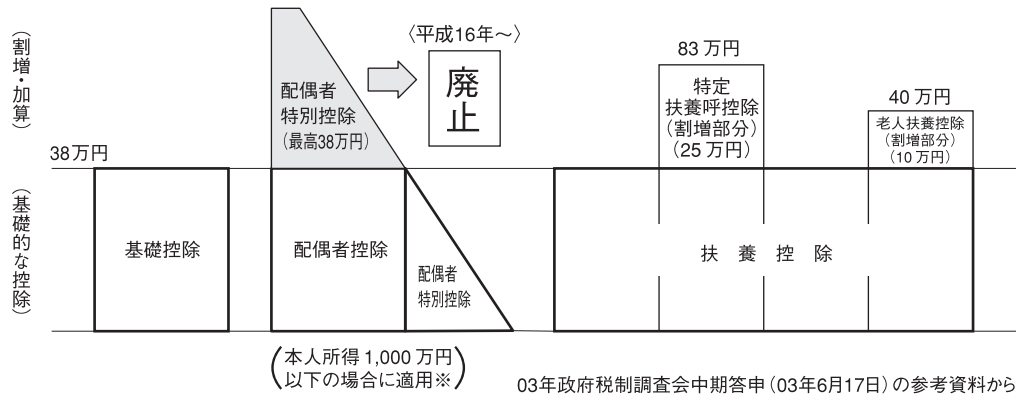
3,349,000	定率減税の廃止
339,800	
0	
339,800	増税分
185,300	

定率減税は1999年度から導入され、所得税(国税)と個人住民税(地方税)の税額の一定割合を差し引くものです。公明党は、03年総選挙の選挙公約として、年金改革の財源確保と称して、「定率減税廃止」を掲げました。与党の自民・公明両党は、05年度にまず半減(所得税は06年1月、住民税は同6月から実施)を打ち出し06年度に個人所得課税を抜本的に見直す中で、定率減税を実質的に廃止することで一致しています。

国税の内訳(04年度予算額)



人的控除の簡素化・集約化



03年政府税制調査会中期答申(03年6月17日)の参考資料から

あなたの税金チェックリスト(05年版)

消費税増税だけじゃない サラリーマン増税のシナリオが...

今夏にも個人所得課税「見直し」案



自分の税金をチェックし、増税シナリオを打ち砕こう

今年から配偶者特別控除が廃止され、妻のパート収入が70万円未満の世帯は、大幅に増税になりました。また、政府・与党は来年度から所得税の定率減税を半減し、さらに、廃止しようとしています。サラリーマンは、源泉徴収と年末調整で課税が終了し、原則として確定申告の義務はありません。また、税金の仕組みも複雑なため、気が付かないうちにとんでもない税負担となっています。政府は、それにつけこみ、今年の夏にも、個人所得課税「見直し」による増税を打ち出そうとしています。

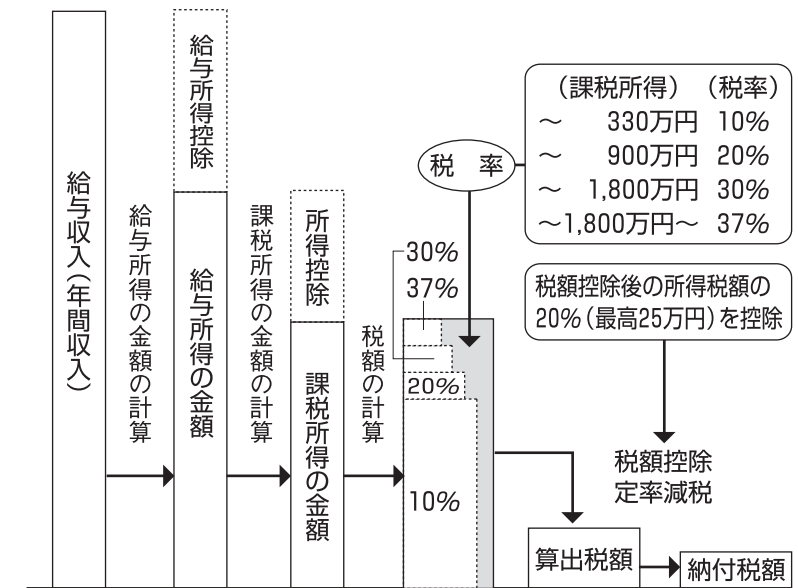
自らの税金をチェックし、税金の仕組みをよく知り、政府・財界の増税へのシナリオを打ち砕いていきましょう。

定率減税の縮小(2分の1)で増える所得税・個人住民税額

給与収入(万円)	①単身(扶養家族なし)	②「配偶者」または「子2人」	③「配偶者と子1人」または「子2人」	④「配偶者と子2人」または「子3人」
300	1万7千円	1万2千円	7000円	700円
500	3万8千円	3万2千円	2万6千円	1万8千円
700	6万7千円	6万円	5万1千円	5万1千円
1000	11万7千円	10万9千円	10万1千円	10万1千円
1500	14万5千円	14万5千円	14万5千円	14万5千円

①と②は年収1200万円以上、③は1300万円以上、④は1400万円以上で14万5千円になる。④の子のうち1人は16~22歳

給与所得者の所得税額計算のフローチャート



行(一)平均給与(年収6250253円)の国元公男さんを例に

国元公男さんは40歳の国家公務員。妻の美智子さん(38歳)、高校1年生の長男和馬君(16)、小学6年生の知美さん(12)の4人家族。公男さんの平均給与月額38万1113円(これは04年4月時点の行(一)適用者の平均給与月額)、年収625万253円です。これに美智子さんの65万円のパート収入があっても、貸金据え置き、社会保険料増で家計はギリギリです。

国公労連 日本国家公務員労働組合連合会
 ☎03-3502-6363 ☎03-3502-6362
 e-mail: mail@kokko.or.jp

